



平成25年4月8日
内閣府（防災担当）

「噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会」 （第4回）議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成25年3月14日（木）14：00～16：00

場 所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者：田中座長、荒牧、新谷、池谷、石川、石原、岩田、杉本、藤井、山崎各委員 他

2. 議事概要

「指針※」を踏まえた火山防災対策の推進のため、関係省庁の取組状況について事務局から説明を行うとともに、浅間山、新潟焼山、富士山における火山防災対策の取組状況等について各火山防災協議会の事務局から紹介があり、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 各火山地域における取組を推進するためにも、国が定めた方針等の地方公共団体等への周知を徹底しておく必要がある。
- 火山活動の変化に応じて、避難等の防災対応の判断ができるように、火山現象に関する情報が速やかに火山防災協議会に共有される仕組みが必要である。
- 地方公共団体の防災担当が数年で交代してしまうことへの対策として、防災担当のOBが気軽に火山防災の検討の場に参加できる環境づくりも必要である。
- 個々の市町村では数年で防災担当が交代するが、火山防災協議会の枠組みで活動を行っていれば、いずれかの市町村で誰かが残っているので、継続した活動が可能になる。
- 危機管理部局の層を厚くするための取組として、各機関における危機管理部局の経験者の活用が必要である。
- 近年、地方公共団体の防災部局に警察や自衛隊等のOBが再雇用されており、防災体制の強化につながっている。
- 地方公共団体の防災部局に警察や自衛隊のOBを再雇用することで、地方公共団体と警察や自衛隊との連携がスムーズになる一方で、プロパーの職員が警察や自衛隊のOBに頼りすぎてしまうことにも気をつけなければならない。
- 我が国の火山防災体制が、気象庁の発表する噴火警報に対応して動く仕組みになっており、情報を発表する気象庁の責任が非常に重くなっている。気象庁における人材育成は大きな課題である。
- 各火山地域での取組を推進していくため、他の自然災害と比較しても先進的な取組である火山防災エキスパート制度の拡充が必要である。

- 大規模噴火時において、どの程度の降灰で避難すべきか、ということについては、世界中どこを見ても知見が無く、火山専門家もアドバイスができない状況であり、広域的な降灰対策については、今後、検討が必要である。
- 大規模噴火時においては、噴火の初期段階における噴火口の特定等において、国の情報収集能力が求められることから、国の非常災害現地対策本部の設置に関する議論が必要である。
- 各火山地域で火山防災協議会をさらに設置していく事が難しい状況になってきており、この状況を打破するためには、これまでよりも「一段高い取組」の検討が必要である。

※平成 20 年 3 月に「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」において取りまとめた「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 河内 清高

主 査 齋藤 公一滝

電話：03-3501-5693